

最高裁秘書第3251号

令和7年10月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、名古屋地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ア 憲法週間における最高裁判所判事の視察の対応方法について書いてある貴庁作成のマニュアルその他の文書（最新版）

イ 高等裁判所長官の視察の対応方法について書いてある貴庁作成のマニュアルその他の文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

2月14日付け（同月17日受付）

2 答申番号

令和7年度（情）答申第35号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）